

西方地域会議
会長 大塚 孝司朗 様

栃木市長 大川 秀子

認定西方なかよしこども園の1号認定児童に係る
通園区域の取扱いについて（意見聴取）

下記の事項について、栃木市地域づくり推進条例第4条第1項の規定により意見を求めます。

記

1. 意見聴取理由

現在、認定西方なかよしこども園の1号認定児童については、合併調整により、通園区域を西方地域に限ることとされ、西方地域以外在住の児童については、入園申込ができないこととされている。

一方で、利用者負担額（保育料）については、認定西方なかよしこども園と私立幼稚園との価格差解消のため、平成29年度より段階的に引上げる経過措置を設けているが、経過措置導入の際に、利用者負担額（保育料）が私立幼稚園と同額となった時点で通園区域制限を撤廃する方向で検討することとされた。

そして、この間実施してきた利用者負担額（保育料）段階的引き上げの結果、平成31年度から入園する児童については、利用者負担額（保育料）が私立幼稚園と同額となる。

このことから、平成32年度から認定西方なかよしこども園の1号認定児童に係る通園区域制限を解除し、西方地域以外の児童についても入園申込ができることとすることについて、地域会議の意見を求めるものである。

2. 回答希望時期

平成31年1月31日